

日時：令和 5（2023）年 5 月 24 日（水） 14:30～15:00

場所：野付郡別海町本別海 1 番地の 95 本別海生活改善センター

## 第 22 期第 11 回 根室海区漁業調整委員会 議事録

1 開会

2 開会挨拶

3 出席者人員報告

4 議事録署名委員の指名

5 議題

(1) 付議事項

議案第 1 号 根室海区漁場計画（第 8 次共同漁業権・第 1 5 次区画漁業権）について  
（答申）

議案第 2 号 北海道資源管理方針の一部改正について（答申）

議案第 3 号 特定水産資源に関する令和 5 管理年度における漁獲可能量の当初配分案  
等について（答申）

(2) 報告事項

①共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

②定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

③漁業法第 7 3 条第 2 項第 2 号に該当する免許をすべき者の審査基準（定置漁業）に  
ついて

④漁業法第 7 3 条第 2 項第 2 号に該当する免許をすべき者の審査基準（共同漁業及  
び区画漁業）について

⑤くろまぐろに関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

(3) その他

6 閉会

第 22 期第 11 回根室海区漁業調整委員会

- 1 開催日時 令和 5 年 5 月 24 日（水） 14:30～15:00
- 2 開催場所 野付郡別海町本別海 1 番地の 95 本別海生活改善センター
- 3 出席委員 福原 正純 、 高橋 敏二 、 萬屋 昭洋 、 南出 利春 、  
楠 浩 、 内藤 智明 、 小倉 啓一 、 庄林 満 、  
三戸 正己
- 4 欠席委員 大坂 鉄夫 、 釣 光芳 、 相川 泰人 、 平井 敏雄 、  
竹本 勝哉 、 木野本 伸之
- 5 事務局 事務局長 松浦 謙二 、 主事 松島 可奈枝
- 6 臨席者 根室振興局 産業振興部  
水産課長 菅原 敬展 、 漁業管理係長 中村 公彦 、  
主事 芦川 碧志
- 7 議題
  - (1) 付議事項  
議案第 1 号 根室海区漁場計画（第 8 次共同漁業権・第 1 5 次区画漁業権）について  
（答申）  
議案第 2 号 北海道資源管理方針の一部改正について（答申）  
議案第 3 号 特定水産資源に関する令和 5 管理年度における漁獲可能量の当初配分案  
等について（答申）
  - (2) 報告事項
    - ①共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
    - ②定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
    - ③漁業法第 7 3 条第 2 項第 2 号に該当する免許をすべき者の審査基準（定置漁業）に  
ついて
    - ④漁業法第 7 3 条第 2 項第 2 号に該当する免許をすべき者の審査基準（共同漁業及  
び区画漁業）について
    - ⑤くろまぐろに関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
  - (3) その他

## 8 会議の内容

事務局長

定刻となりましたので、ただいまから、第22期第11回根室海区漁業調整委員会を開会いたします。開会に当たり、福原会長から挨拶を申し上げます。

福原会長

第22期第11回根室海区漁業調整委員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方、根室振興局水産課の菅原水産課長様をはじめ、関係者の皆様方におかれましては、何かと行事が混み合った中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、今回の一連の漁業権切替に係る対応として、海区委員会が主催となり、各地で公聴会を行うにあたり、会場準備等にご協力いただき、感謝申し上げます。

この場を借りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本日の議題でございますけれども、公聴会を行った結果も併せ、根室海区漁場計画の答申、北海道資源管理委方針の一部改正、特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案について、付議事項が3件。

また、報告事項が5件となっております。

皆様のご協力により、審議がスムーズに進められますよう、お願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

事務局長

次に、ご臨席頂いております皆様をご紹介いたしたいと思いますが、もうおなじみのメンバーなので、省略させていただきたいと思います。

出席人員のご報告となりますが、本日、欠席委員が大坂委員、釣委員、相川委員、平井委員、竹本委員、木野本委員、以上6名が欠席されて、9名の出席となっております。

福原会長

本日は定員15名のうち、9名の出席を頂いておりますので、委員会は成立しております。

次に、議事録署名委員についてですが、委員会規程の第7条により、私の方から指名させて頂きたいと思います。高橋委員さんと庄林委員さんをお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。議案第1号「根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）について」を上程いた

福原会長

します。

事務局から説明します。

事務局長

ご説明いたします。お手元の資料、右上に議案第1号と記載された資料をご覧ください。令和5年5月9日付け漁管第324号で、知事から諮問がございました。資料の作りですが、2ページから3ページについては、前回と今回の比較表、4ページから12ページまでが漁場計画、13ページから52ページまでが共同漁業権の漁場図、53ページから69ページまでが区画漁業権の漁場図、一番最後が関係法令の抜粋となっております。変更内容の詳細につきましては、前回の委員会で振興局案と追加変更になっている部分だけ説明したいと思います。その追加変更になっている内容につきましては、羅臼地区の区画の関係でございます。羅海区第5号は拡大、今回添付している図面で、形が乗っかっている内容。8号については縮小、9号は拡大、15号が拡大と縮小、21号、22号、25号、26号が拡大というふうに漁場区域の変更を最終決定して、この度諮問が降りてきているところでございます。あと、振興局案から追加変更になった部分については、資料12ページ、枠外にあります、2保全沿岸漁場に関する事項の設定はなし、3漁業の免許予定日は令和5年9月1日、免許の申請予定日が決まりまして、4申請期間は令和5年6月11日から令和5年7月10日午後5時までというところが、振興局最終案から追加変更となった内容でございます。

漁場計画の説明としては以上なんですけれども、この度の漁場計画の作成にあたっては、本日別海を最後に無事公聴会を終了させていただきました。それで別紙でA4横で裏表、2日前からの公聴会の結果を付けておるものがございます。全て各地区ともこの漁場計画どおり進めて欲しいという内容で答申をいただいたほか、羅臼地区については、区画漁業権者の方から、区画はこのとおりやって欲しいという内容。それから刺網、たこ縄の漁業者から区画漁業権の資材等々があって、邪魔だなというような発言がありまして。漁場計画には関係のない、共同漁業権管理上の意見があったというような内容がございました。本日お配りしている資料、昨日段階で作っておりますので、裏面に野付地区と別海地区、日付間違ってますすみません、空白になっておりますけれども、野付地区も別海地区も他の地区と同様に、この漁場計画どおり進めていただきたいという意見をいただいております。この資料は本日作り直して本庁へ

事務局長

の報告の時に使わせていただこうと思いますので、その旨、ご  
了解ください。

事務局からの説明は以上です。

福原会長

ただ今、議案第1号について、説明がございました。これにつきまして、  
皆さんの方から何か、ご質問等はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

福原会長

それでは、議案第1号については、この内容のとおり漁場計画を設  
定することが適当であると決議し、その旨、知事に答申したいと思  
いますが、よろしいですか。

(はいの声)

福原会長

それでは、そのように決定いたします。

続きまして、議案第2号「北海道資源管理方針の一部改正について」  
及び議案第3号「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可  
能量の当初配分案等について」を一括して上程します。

事務局から説明をいたします。

事務局長

資料につきましては、右上に議案第2号、議案第3号と記載された資料  
をご用意ください。

詳細な内容につきましては、振興局水産課から説明をお願いいたします。

中村係長

それでは議案第2号と議案第3号について、資料に基づき説明させてい  
ただきます。着座にて説明させていただきます。

右上に議案第2号と書かれた資料をご覧ください。こちらは「北海道資  
源管理方針の一部改正について」となっております。漁業法第14条第9  
項の規定によりまして、北海道資源管理方針を別紙のとおり改正したく、  
同条第10項において準用する同条第4項の規定に基づきまして、根室海  
区委員会の意見を聴くものとなっております。

1枚めくっていただいて、資料3ページ目になりますが、別紙1となっ  
ておりまして、北海道資源管理方針の新旧対照表となっております。右側  
が現行の道方針、左側が改正案となっております。今回変更がある部分に  
ついては、下線を引いた部分となっております。今回の主な改正内容につ

中村係長

いては、大きく分けて2点あります。まず1点目ですが、資料3ページ目の下段に、(別紙1-1)さんまの配分の基準につきまして、他都府県又は大臣管理区分との間における配分量の融通及び国の留保枠からの追加配分等に伴いまして、北海道に配分された数量に変更が生じる場合には、全量を北海道さんま漁業管理区分から加除する旨の規定を追加するものとなっております。

次に変更点の2点目になりますけれども、資料4ページをご覧ください。道資源方針の別紙3としまして、(別紙3-20ほっけ道北系群)から資料28ページから29ページにまたがっているんですけども、(別紙3-61利尻昆布北海道周辺海域)が今回追加となるものです。これにつきましては、現在各漁協が策定しております、資源管理計画につきまして、現行の資源管理計画から改正漁業法に基づく認定協定へと移行するにあたり、対象となる資源が北海道資源管理方針の別紙に位置づけられている必要があることから今回追加するものとなっております。

次に資料30ページ目をご覧ください。右上に資料1-1とありますが、こちらが今ご説明させていただきました、改正の内容をまとめた資料となっております。こちらの下の方に資源名が書いてあると思うんですけども、こちらが今回追加となる魚種となっております。

続きまして、資料31ページ目、右上に資料1-2とありますが、こちらには今回追加となりました、資源につきまして、資源水準、資源動向及び資源管理の方向性(案)を記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

続きまして、資料34ページ目、資料1-3としまして、北海道資源管理方針の改正案の本文を添付しておりますので、こちらもお目通し願います。

続きまして、議案第3号「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」をご説明させていただきたいと思っております。右上に議案第3号と書かれた資料をご覧ください。まずは諮問の内容を読み上げさせていただきます。諮問の内容につきましては、令和5管理年度のマサバ及びゴマサバ太平洋系群及びズワイガニ各系群のTACに関し、知事管理漁獲可能量の配分を定めるため、漁業法第16条第2項の規定に基づきまして、根室海区委員会の意見を聴くものとなっております。また、併せまして、令和5管理年度のさんまの知事管理漁獲可能量を変更するとともに、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づきまして、委員会の意見を聴くものとなっております。

中村係長

まず、令和5管理年度のTAC及びその配分について、ご説明させていただきます。資料2ページ目、3ページ目には、今回の諮問文の別紙1と別紙2としまして、知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量の案をお示ししております。詳細につきましては、魚種ごとに順次説明させていただきます。

資料6ページ目をご覧ください。右上に資料2-1とありますが、「令和5年のTACについて」をご覧ください。これは、4月24日に開催されました、国の水産政策審議会資源管理分科会を経て国から北海道に示されました、さば類とずわいがにに係る令和5管理年度におけるTACの当初配分の数量、概要などを示したものになっております。まず、上の表のまさば及びごまさばについてですけれども、最大持続生産量（いわゆるMSY）を達成する産卵親魚量を管理の目標としまして、資源管理基本方針で定められた漁獲シナリオで算定されます。まさばとごまさばのABCの合計値が、その年のTACとして設定されています。まさば及びごまさば太平洋系群のMSYを達成する親魚量につきましては、170.3万トンであり、それに対し、2021年の平均親魚量につきましては、168.6万トンでMSY水準をわずかに下回る資源状況となっておりますが、昨年よりも親魚量が増加したこともありまして、今回、設定されたTACは前年より1,000トン多い51万トンとなっております。令和5管理年度のTAC配分については、国全体の51万トンに対し大臣許可漁業、こちらは主に大中型まき網漁業になりますが、こちらに29万トン、北海道へは数量が明示されない「現行水準」として定められております。なお、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群については北海道への配分がないので説明を割愛させていただきます。

次に、下の表になりますが、ずわいがにになります。ずわいがにで北海道に関係するのは北海道西部系群とオホーツク南部となっております。こちら、資源管理基本方針に定められた漁獲シナリオに従い、北海道西部系群については平成9年以降の最大漁獲量を考慮し43トンが設定されております、そのうち、全量の43トンが北海道に定められています。またオホーツク海南部については、近年の最大漁獲量を考慮し、1,000トンがTACとして設定されまして、北海道には125トンが設定されております。

続きまして、7ページ、右上に資料2-2「令和5年のTACについて（変更分）」をご覧ください。これは、4月24日に開催された国の水産政策審議会資源管理分科会において令和5管理年度におけるさんまの漁獲可能量（TAC）が変更されましたので、国から示されたTACに基づ

きまして、北海道に定められた、数量の概要などを示したものとなっております。さんまに関しましては、国際交渉によりまして我が国の漁獲可能量が定められており、令和5年3月に開催されました、北太平洋漁業委員会の年次会合でさんまの保存管理措置が変更されまして、およそ25%の削減措置が合意されたことに伴い、国全体の漁獲可能量が約3万7千トン減りまして、118,131トンとなったものです。なお、配分につきましては、全さんま、道東小さんま、オホーツクサンマ協議会、岩手小さんまの4者による確認書に基づき配分が行われていますが、昨年11月に確認書の内容が改訂され、新たな内容に基づく配分となっております。北海道に対しては4,800トンが配分されております。

次に、北海道に定められたTACの知事管理区分への配分につきまして、ご説明させていただきます。まず、まさば及びごまさばに関しまして、資料8ページ目をご覧ください。右上に資料2-3とありますが、こちらがまさば、ごまさばに関する資料となっております。まさば及びごまさばについては、北海道は数量が明示されない現行水準と定められていることから、北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業も現行水準として、数量を明示せず定めることとしています。なお、数量は明示されていませんが、国からは管理の目安の数量として11,995トンが示されております。

次にずわいがにに関しまして、資料9ページ目、右上に資料2-4と書かれた資料をご覧ください。配分の考え方ですが、まず、ずわいがににつきましては、国から北海道に数量を定められた系群は、ずわいがに北海道西部系群とずわいがにオホーツク海南部の2系群でありますので、それぞれ別に管理することとしています。まず、ずわいがに北海道西部系群についてですが、北海道資源管理方針において、北海道ずわいがに北海道西部系群漁業と北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業の2つの管理区分に分けて管理することとしておりまして、北海道ずわいがに北海道西部系群漁業には39トン、北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業については、現行水準として管理することとしています。ずわいがにオホーツク海南部についてですが、知事管理区分が一つであり北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業に125トン全量を配分することとしています。

次にさんまの道内配分については、資料15ページ目、右上に資料2-5と書かれた資料をご覧ください。配分の考え方ですが、まず国から配分された数量を、知事許可漁業である、さんま棒受け網及び流し網を対象とする北海道さんま漁業の管理区分と、それ以外のその他漁業の管理区分で管理することとしています。北海道さんま漁業については、数量を配分し



中村係長

て管理することとしておりまして、直近3カ年の平均採捕数量の比率によりまして、4,600 トンを配分することとしております。その他漁業については現行水準としております。

なお、国から配分されました、4,800 トンのうち、全国さんま棒受網漁業協同組合の組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠としまして、1,600 トンが配分されており、これは全てさんま漁業に配分することとします。

最後になりますが、資料戻るのですけれども、資料5 ページ目をご覧ください。右上に別紙3とありますが、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更についてとなっております。

背景ですけれども、さんまについては国の留保枠が設けられてきたものの、令和4 管理年度までは国の留保から都道府県などへの配分方法は定められてきませんでした。令和5 管理年度からは配分できるように国の基本方針が改正されましたので、先ほど議案第2号の方でもご説明しましたように、道方針を改正しまして、追加配分の基準を定めることとしております。また、漁獲可能量の変更につきましては、漁業法に基づきまして、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、まいわしやくろまぐろ等の一部のT A C魚種については漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないよう迅速性を確保するため、予め行政庁の恣意性のない機械的な追加配分の方法を定め、それについて事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴き、同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。今回、さんまの国の留保からの追加配分及び融通については、北海道資源管理方針別紙1-1に基づきまして、全量を北海道さんま漁業から加除することとなっております。知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のために関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。

最後に資料11 ページ目、資料2-6として、令和4年と令和5年の配分量の比較についてを添付しておりますので参考としてください。また、13 ページ目以降は、参考資料として水産政策審議会で説明された資源評価結果と当初配分案に係る資料を添付しておりますので、必要に応じてお目通し願います。

長くなりましたが、以上で諮問内容の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

福原会長

ただ今、議案第2号、議案第3号について、説明がございました。このことにつきまして、皆さんの方から何か、ご質問等はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

福原会長

それでは、議案第2号、議案第3号については、原案のとおり決定し、知事に答申したいと思いますが、よろしいですか。

(はいの声)

福原会長

それでは、そのように決定いたします。

以上で、付議事項を終了いたします。

続きまして、報告事項1から5について、説明を求めます。

事務局長

事務局より、ご説明いたします。右上に報告事項1と記載された資料をご覧ください。共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告についてですが、漁業法90条第2項の規定に基づき、知事から委員会に対して報告があったものです。この報告の対象となる期間につきましては、令和3年1月1日から同年12月31日、資源管理の取組状況としましては、2ページ目以降にあるんですけれども、年単位の取組状況、表の右から2つめの資源管理の取組状況については、共同漁業権及び区画漁業権ともに、全てが「適切と認められる」との意見でしたが、漁場の活用状況、この枠の一番右側のところについては、一部に「適切かつ有効と認められない」との意見がついているという状況にありました。漁場の活用状況につきましては、漁業権漁業が営まれ、生産額が上がっていれば、適切かつ有効と判断されるというところですが、合理的な理由がなく行使されていない状態とのことでした。なお、法第91条第1項により、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導する、というふうに規定されており、この指導しようとするときは、委員会の意見を聴くとなっておりますが、今回が初めての委員会への報告ということに加えて、法第91条第1項各号に該当する場合の全道的な運用を現時点では整理・検討する必要がある、ということのために、今回においては、指導・勧告の対象にはしないという考えだ、ということで北海道から報告があったものです。

続きまして、報告事項2、次の資料に移りますが、報告事項2でござい

ます。1枚もの、裏表で印刷しております。定置漁業に係る資源管理の状況等の報告についてですが、報告の対象期間が令和4年9月1日から同年9月17日までとなっている、羅臼地区のさけます定置関係分です。資源管理の取組状況、漁場の活用状況、ともに「適切である」という報告がなされているところでございます。

次の資料に入りまして、報告事項3です。「漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準（定置漁業）について」ですが、これは現在、北海道で審査基準を策定している最中ということ、管内各漁協にも意見照会等行われているもの、小委員会の場でも報告させていただいているものですが、こういったものが現在整理されている、といった情報共有ということになります。その審査基準の概要ですが、裏面2ページをご覧ください。漁業法改正に伴いまして、改正前の漁業法第16条に規定されていた「定置漁業の免許の優先順位」というものが廃止となったところではありますが、もしも競願となった場合には、適切かつ有効に活用している漁業者に優先して免許するという仕組みに変わっておりまして、また、適切かつ有効に活用している漁者がいない場合は、地域の水産業に最も寄与すると認められる者に免許するという仕組みに変わっておりまして、今回の審査基準はその者を決めるための基準となっております。この表の2ページの審査基準に至った経過の下の方にある、漁業法の構成の中で「漁業法第73条第2項第2号（競願の場合）」で、太く囲っている①地域の水産業の発展に最も寄与すると認められるものに免許、このものを決めるための審査基準を今回作成ということでありまして、概念的には、改正前の優先順位にあった勘案事項に近い、地域の漁業者が優先される考えであったり、定置漁具等を有する者が優先されたりという審査基準で現在考えられているというところでございます。

という進捗の報告とですね、次の資料、報告事項4になります。報告事項4の方は同じような表題、「漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準（共同漁業及び区画漁業）について」ですが、こちらも現在、北海道で審査基準を策定している最中ということで、管内各漁協にも意見照会等行われているところで、情報共有となります。

なお、こちらの基準は、海面の漁業権で適用される申請は想定されていませんが、法の規定に基づき基準を策定する必要があるということで、この規定を作っているものだというので、ご報告があったところでございます。

次の報告事項に移りまして、報告事項5、「くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」ですが、今回の変

事務局長 更内容については、繰越及び国の保留からの追加配分となっております。小型については 32.4 トンの増加、大型については 45.7 トンの増加となっております。

事務局からは以上です。

福原会長 ただ今、報告事項について、事務局から説明しました。皆さんの方から何かご質問等ございますか。

(ありませんの声)

福原会長 それでは質問がないようでございますので、以上で報告事項を終了いたします。

続きまして、「その他」について何かありますか。

事務局長 事務局から 1 つよろしいでしょうか。次の委員会なんですけれども、6 月の 14、15、16 辺りで系統総会等々入っていたり、6 月 20 日付近では漁船保険の総会なりなんなり入っているというふうに聞いておまして、帰ってから改めて日程調整等させていただきたいと思うんですけれども、6 月 23 日金曜日、第 1 候補、19 日曜日、第 2 候補で委員会の日程調整を図ってまいりたいなと思っておるところです。また、その次の委員会の議案なんですけれども、例年あります、委員会指示の発動、それからいるか漁業、知事許可の制限措置の内容、定置の相続、定置漁場計画（草案）を予定しております。定置漁場計画の審議を諮る前に、小委員会でもまた諮っていきたいなと思っておりますが、6 月上旬でできればなと思っておりますけれども。この日程についても、帰ってからまた日程調整を各方面とさせていただきたいなと思っております。

事務局からは以上です。

福原会長 そのほか、全体を通しまして、何かございますか？

庄林委員 議長、いいですか。

福原会長 はい、どうぞ。

庄林委員 先ほど、くろまぐろの話の中で、ある程度獲ったもの勝ちという形になるのか。トン数あるんだから、獲ったものが多く取

庄林委員 ければ、あとはその人はトン数があたらないう格好の方向なの。今までどおりということ。

中村係長 くらまぐろの配分の考え方だと思うんですけども、小型魚については例の道南の方で大量漁獲があった関係で、今も北海道、まだ数量がほぼ0に近いような数字なので、小型魚についてはまだないんですけども、大型魚については、近年漁獲実績に基づいて配分されるような考え方になってきておりますので、獲る実績に基づいての配分になっていますね。

庄林委員 昨年あたりは、我々の方から羅白さんの方まであるんだけど、やっぱりこちらの量が多くなれば、羅白さんの方が枠がないよ、というような形でできてると思うんだ。ただ、そのような考え方だったとしたらそうなるんだけども。

中村係長 今年の管内での考え方については、先ほど庄林委員からおっしゃられたような、先取りとか後取りとかってところの話も、近年まぐろの来遊が増えてきている中で出てきていますので、今、振興局の中でまずいろいろ案を考えて、組合の事務方の方と相談しながら、進めていきたいと考えているところです。

庄林委員 わかりました。

福原会長 よろしいですか。

庄林委員 はい。

福原会長 その他、ございませんか。

(ありませんの声)

福原会長 それでは無いようでございますので、以上をもちまして、第22期第11回の委員会を閉じたいと思います。

本日は公聴会もございまして、長時間に及ぶ審議でございました。誠にありがとうございました。

(15:00 終了)